

先端産業課入札参加者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、先端産業課又は次世代産業拠点整備担当が行う次の各号に係る入札・契約事務のうち、埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えるものに関し、その適正な執行に必要な事項を定める。

- (1) 建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施工維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）
- (2) 建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施工維持管理を除く業務委託、物品購入等（以下「業務委託等」という。）

(委員会の設置)

第2条 入札・契約事務の適正な執行のため、先端産業課入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の入札参加条件に関すること。
 - (2) 指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
 - (3) 随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。ただし、業務の性格上、契約の相手方が特定される場合を除く。）の見積書徴取に関すること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格の調査に関すること。
 - (5) その他委員長が審議を必要と認めた事項
- 2 前項第1号から第4号に規定されたものであっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長の欄に記載された金額を超えるものは、産業労働部指名業者選定委員会で審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 先端産業課長

副委員長 次世代産業幹

委員 先端産業課副課長、先端産業課各主幹、次世代産業拠点整備担当各主幹

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理の者が、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条第1項各号に規定する事項の提案(以下「内申等」という。)は、その建設工事等又は業務委託等を所管する委員(以下「内申者」という。)が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の公告文(案)
- (2) 指名する業者(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、先端産業課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

※ 埼玉県業者情報管理システムの指名選定資料(内申書又は最終結果)に記載されている営業所番号(10桁)は不開示情報

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、先端産業課総務・企画担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、先端産業課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。